

第 1 回 令和 7 年度吉田町 下水道料金等審議会

説 明 資 料

令和 7 年 5 月 14 日

目 次

1. 本審議会の目的と全体スケジュール.....	1
2. 吉田町公共下水道事業の概要.....	2
2.1 下水道事業の経営状況（使用料対象経費と財源）.....	2
2.2 吉田町公共下水道の整備状況.....	5
2.3 吉田町下水道事業経営戦略（令和 2 年度策定版）.....	7
2.3.1 概要及び目的.....	7
2.3.2 経営戦略の位置付け.....	7
2.3.3 計画期間と中間見直し時期.....	8
2.3.4 本町下水道事業の経営健全化に向けた取組の実施状況.....	8
2.3.5 下水道使用料.....	11
3. 吉田町公共下水道事業の経営課題.....	13
4. 次回審議会の予定.....	14
【参考資料】公共下水道とは.....	15
（1）公共下水道の仕組み.....	15
（2）下水道の役割.....	15
（3）吉田町公共下水道事業の変遷.....	16

1. 本審議会の目的と全体スケジュール

吉田町下水道料金等審議会の目的とスケジュールを以下に示します。

★本審議会の目的

令和2年度末に、地方公営企業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むため「吉田町公共下水道事業経営戦略」を策定し、独立採算制の原則に則り、更なる効率的・効果的な事業執行に取り組むための施策・取組を策定しました。さらに、経営戦略の内容に基づき、供用開始後初めてとなる使用料改定を令和6年4月より実施しました。

下水道事業は、下水道使用料でサービスを提供する「独立採算制の原則」が前提となっており、汚水処理費のうち使用料で賄われている割合を表す経費回収率100%を目標に、令和9年度、令和12年度に使用料改定を予定しています。

そのため、本審議会では、令和2年度末の経営戦略策定から4年が経過し、この間の社会情勢・下水道事業環境の変化を踏まえつつ、経営戦略で掲げた施策・取組状況を検証・内容を見直すとともに、令和9年度実施予定の使用料改定の必要性などについて、審議することを目的とします。

★審議会の全体スケジュールと審議事項

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和7年 5月14日	◇ <u>本審議会の目的と全体スケジュール</u> ◇ <u>吉田町公共下水道事業の概要</u> ◇ <u>公共下水道事業の経営課題</u>
第2回 審議会	8月下旬	◇ 経営戦略（案）に関する審議 ◇ R2 経営戦略の概要・検証に基づく今後の課題 ◇ 財政収支計画に基づく使用料改定水準に関する審議
第3回 審議会	10月下旬	◇ 前回使用料改定時（R4 検討、R6 施行）時の振り返り、改定の考え方・方向性に関する審議
第4回 審議会	12月中旬	◇ 使用料体系案（基本使用料・従量料金の設定等）に関する審議
第5回 審議会	令和8年 2月中旬	◇ 経営戦略・使用料改定の最終審議 ◇ 審議会答申

2. 吉田町公共下水道事業の概要

2.1 下水道事業の経営状況（使用料対象経費と財源）

吉田町公共下水道事業における令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の使用料対象経費とその財源状況を図2-1～図2-3に示します。なお、直近の令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）決算は、現在取りまとめ中です。そのため、第2回審議会以降でお示しします。

★ 使用料対象経費（汚水処理に要するコスト）とその財源

下水道事業運営に伴う経費のうち、維持管理に要する経費（維持管理費）は下水道使用料（私費）で賄う必要があり、汚水管の整備や設備の更新等の経費（資本費）は公費で負担することになっています。

汚水処理は汚水を排出する原因者や受益者が明らかであることから、各家庭や事業所などから排水される汚水を浄化し、海に放流するために必要となる維持管理費を私費（下水道使用料）により負担することになります。

一方で、公共用水域（河川・海など）の水質保全への効果が高い分流式下水道（本町採用）に要する資本費は、一般会計からの繰出がその基準で明らかにされており、所要の財源措置が講じられています。公的な便益も認められることから公費により負担するものです。

- 公費：国または地方公共団体が負担する費用
- 私費：受益者が負担する費用

したがって、使用料対象経費とは、「汚水処理に係る維持管理費および資本費のうち、公費負担分（国庫補助金含む）を除いた経費」が対象（図2-1参照）です。

なお、公費として一般会計が負担又は補助すべき経費は、経営に伴う収入（下水道使用料）をもって充てることが客観的に困難であると認められるものとして、「繰出基準」が毎年度総務省から示されています。

★他会計繰入金とは

- 基準内繰入：繰出基準に基づく一般会計繰入金のこと
- 基準外繰入：繰出基準外の一般会計繰入金のこと

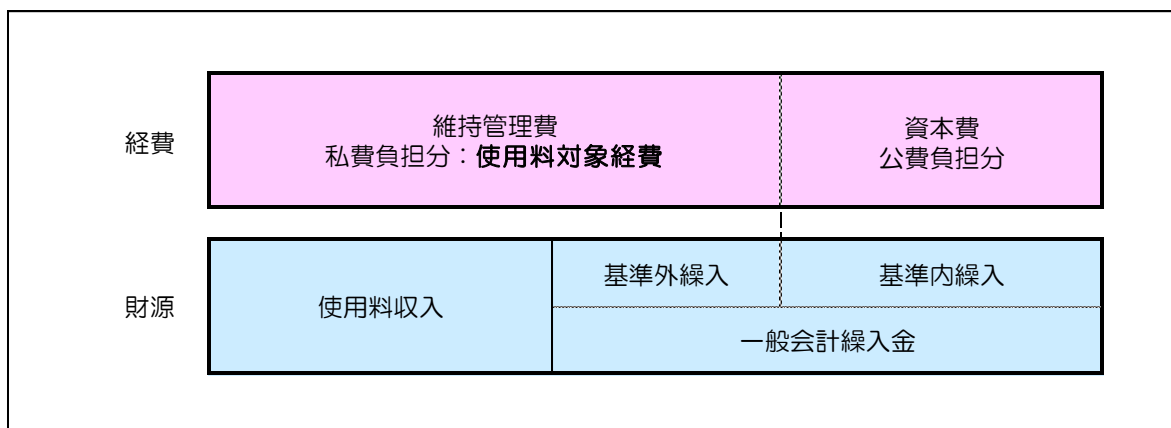


図 2-1 経費負担区分とその財源

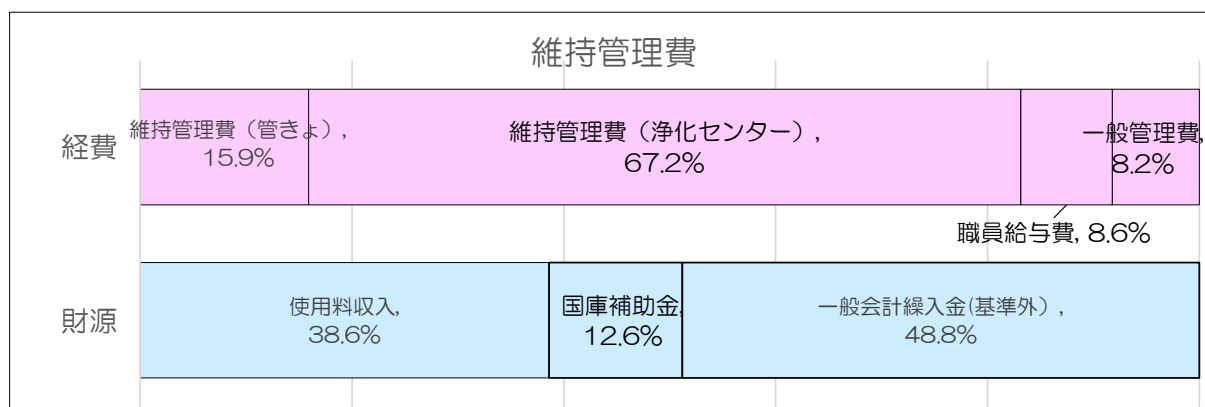


図 2-2 本町の維持管理費負担区分とその財源（令和 5 年度実績）

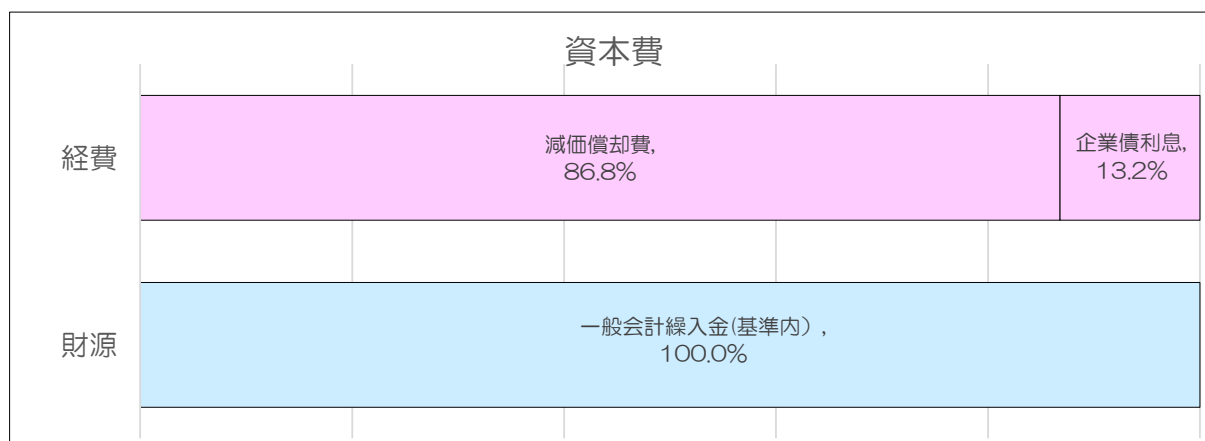


図 2-3 本町の資本費負担区分とその財源（令和 5 年度実績）

★用語解説

- ・維持管理費：管きよや浄化センター等の修繕・清掃費、電気料金など運転管理費用
- ・資本費：下水道施設を整備するための費用で、減価償却費、企業債利息等から構成されている。
- ・使用料収入：下水道使用者から排水量に応じて支払われた使用料金収入
- ・一般会計繰入金（基準内・基準外）：前頁のとおり
- ・職員給与費：下水道職員の給与費用
- ・一般管理費：使用料の調定・収納等に要する費用、水道光熱費、事務用品費、調査・計画委託費等の費用
- ・国庫補助金：点検調査・計画策定等の費用のうち、国から充当される補助金
- ・減価償却費：時間の経過により下水道資産の価値が減少した分に相当する金額
- ・企業債利息：前年度までに建設改良費の財源として借入れした借金の利息返済費用

【使用料対象経費・財源の概要】

- 図 2-2に示すとおり、汚水を処理するために必要なコスト＝維持管理費用に対する使用料収入と国庫補助金が占める割合は51.2%になります。そのため、汚水を処理するための経費が、下水道使用料では賄えていない状況であり、その約半分は一般会計から繰り入れている状況です。
- 一般会計繰入金とは、吉田町一般会計（税金）からの繰入金のことで、下水道事業の独立採算性の観点では、基準外繰入依存の解消が重要となります。
- 令和6年度の使用料改定で、収入のうち使用料収入が占める割合が増加し、一般会計繰入金への依存度は減少する見込みですが、近年の物価・電力料金の高騰により、維持管理費が増加しているため、今回の経営戦略の見直しでは現時点の経営状況を反映させ、適切な収支見通しが必要です。
- 下水道事業は町税を財源とする一般会計からの補助によって下水道経営が維持されている状況です。下水道を使用していない町民からの税金が投入されることは、汚水に係る経費は私費（使用者負担）で負担するという原則、いわゆる受益者負担の原則にそぐわない状況となっています。
- 以上より、今回の審議会では、下水道使用料（収入）と使用料対象経費（支出）の収支不足額に基づく使用料改定の必要性について、審議を行っていただきます。

2.2 吉田町公共下水道の整備状況

本町の公共下水道事業は、平成2年1月に吉田町公共下水道として事業認可を取得後に公共下水道の整備に着手し、その後、平成7年3月に終末処理場である吉田浄化センターが完成し、供用を開始しました。さらに、経営状況等の実態をより詳細に把握できる企業会計方式を令和2年度より導入し、独立採算制の原則に則り、更なる効率的・効果的な事業執行に取り組んでいます。

さらに、令和3年度には、公共下水道による汚水処理区域を見直すとともに、令和8年度までに公共下水道の整備概成（おおむね整備が完了する状態のこと）を目指し、下水道施設・設備計画を定めた公共下水道全体計画の見直しを行いました。

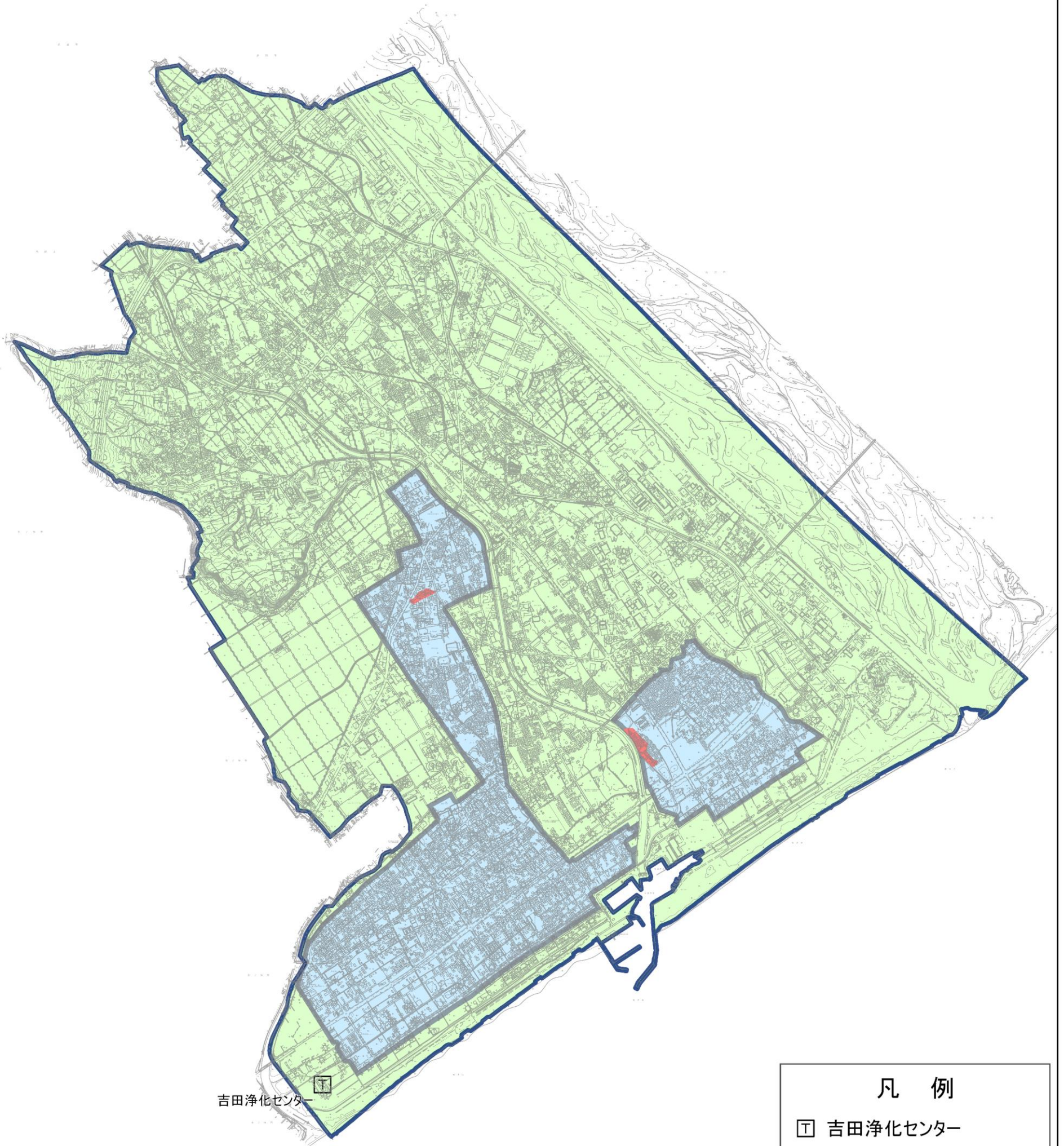
また、供用開始以降、整備の進捗に合わせた供用が順次開始しています。令和6年度末時点の供用区域は316.7haまで整備が進み、全体計画区域379.0haに対する面積整備率は83.6%（表2-1参照）まで達しており、污水管きょ整備は令和7年度までに完了する見込みとなっています。

そのため、今後の吉田町公共下水道事業は、「建設」の時代から、「管理・更新」の時代に進むことになるため、更なる効率的な維持管理や施設の改築更新による事業運営が求められており、安全で持続可能な下水道事業としての取組を実施する必要があります。図2-4に下水道計画区域図を示します。

なお、表2-1に示すとおり、本町の行政人口に対する下水道整備区域内人口は、約40%になっています。先述した下水道を使用していない町民からの税金が投入されることは、污水に係る経費は私費（使用者負担）で負担するという原則、いわゆる受益者負担の原則にそぐわない状況となっています。

表 2-1 公共下水道整備進捗状況（令和6年度末時点）

項目		数値	項目		数値
①行政区域内人口	人	28,844	⑧行政面積	ha	2,073.0
②下水道全体計画人口（令和17年度）	人	11,927	⑨下水道計画区域面積	ha	379.0
③下水道整備区域内人口	人	11,491	⑩整備済み面積	ha	316.7
④下水道区域人口比率 ③÷①	%	39.8	⑪下水道区域面積比率 ⑩÷⑧	%	15.3
⑤水洗化人口	人	9,007	⑫整備進捗率：⑩÷⑨	%	83.6
⑥計画人口普及率 ③÷②	%	96.3			
⑦水洗化率 ⑤÷③	%	78.4			



吉田浄化センター

凡 例

- ⓧ 吉田浄化センター
- 市町村界
- 令和7年度 整備予定区域
- 公共下水道整備区域
- 合併浄化槽整備区域
- 公共下水道事業計画区域

図 2-4 吉田町公共下水道全体計画区域図

2.3 吉田町下水道事業経営戦略（令和 2 年度策定版）

2.3.1 概要及び目的

近年の下水道事業を取り巻く状況は、人口減少・高齢化社会、節水型社会の進展による水需要の停滞に伴う使用料収入の減少、下水道施設の老朽化に対する改築・更新需要の増加、未普及解消事業の推進など厳しい経営環境が続いています。さらに、大規模地震など自然災害への危機管理対策、下水道職員の技術継承、官民連携需要の高まりなど多種多様な課題に直面している状況です。

このような経営環境のもとで、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくため、中長期的な視野に立った経営の投資・財源計画である「下水道事業経営戦略」を令和 2 年度に策定しました。

2.3.2 経営戦略の位置付け

下水道事業経営戦略は、本町の「吉田町総合計画」、「吉田町都市計画マスタープラン」との整合を図るとともに、国から要請されている「経営戦略」、「汚水処理施設 10 年概成の方針」、「広域化・共同化計画」等の内容を踏まえて策定するものです。

一方で、下水道法に基づき策定される計画は、静岡県生活排水処理長期計画を上位計画とした全体計画・事業計画があり、その計画に基づいた個別計画により事業が実施されています。

経営戦略は、これらと相互に関連し、計画期間内に実施すべき施策・取組、達成すべき目標に対する投資・財源計画を反映しています。

下水道事業経営戦略の位置付けを「国の動向」、「吉田町各種計画」、「下水道法に基づく各計画」との関連性から整理すると、図 2-5 に示すとおりです。

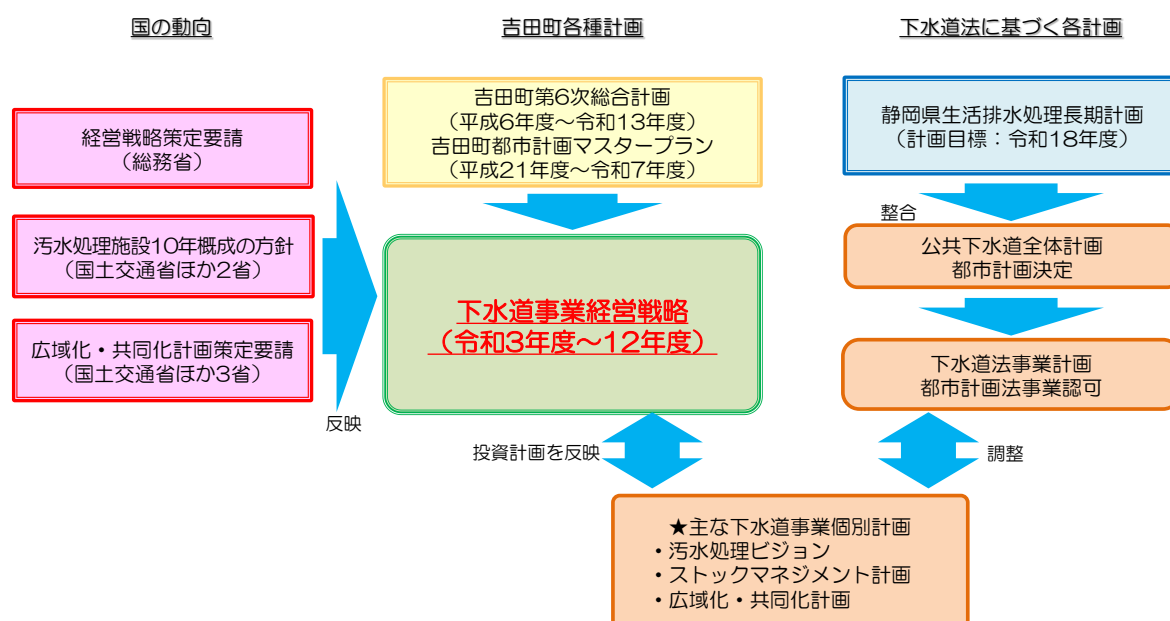


図 2-5 経営戦略の位置付け

2.3.3 計画期間と中間見直し時期

現行経営戦略の計画期間は、「経営戦略策定ガイドライン 総務省」では「10年以上を基本として設定すべき」と記載があることから、令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間としています。

また、計画期間の中間年次（令和7年度）に、それまでの施策・具体的取組の進捗、社会状況・財務状況等を踏まえて経営戦略の内容を十分に検証し、中間見直しを実施することとしています（表2-2 下水道事業におけるロードマップ（令和3年度見直し版）を参照）。

2.3.4 本町下水道事業の経営健全化に向けた取組の実施状況

令和2年度に策定した公共下水道事業経営戦略では、経営の効率化・健全化のために実施可能な施策および具体的取組を以下のとおりとしています。

（1）汚水処理事業における投資の合理化・効率化

① 汚水処理ビジョンに基づく下水道整備の実施

汚水処理ビジョンに基づき、整備コストの回収（使用料収入）を最大化する下水道整備を令和8年度完了目標に推進します。

⇒ 現状：令和7年度までに完了する見通しとなりました。

② スtockマネジメント計画に基づく点検調査・改築更新事業の実施

予防保全型の施設管理を基本としたStockマネジメント計画に基づき、全ての下水道施設の点検調査・改築更新事業を実施します。

⇒ 現状：Stockマネジメントに基づく改築計画を5年に1回見直しを行い、計画に基づく点検調査や改築更新事業を実施しています。

③ 吉田浄化センターの有効活用

吉田浄化センターにおける維持管理の更なる効率化を図るため、処理能力の有効活用に向けて吉田浄化センターへの浄化槽汚泥およびし尿（汲み取り）投入を検討します。

⇒ 現状：し尿浄化槽汚泥投入の検討を順次進めています。また、更なる有効的な浄化センターの活用として、場内敷地内に太陽光発電設備を設置し、浄化センターへの電力供給事業の導入可能性調査検討を進めています。

（２）経営基盤の強化

① 使用料の改定

下水道事業の経営基盤を強化するため、自主財源の確保の観点から使用料の改定を段階的に予定しています。

★使用料改定の適用時期の設定

項 目	内 容
料金改定率	経営基盤の強化の観点から、料金改定の最終目標として、経費回収率 100%となる料金設定を目指しますが、急激な使用料増額に伴う町民負担増にならないように、段階的な料金改定を行います。
料金改定時期	● 第 1 段階：令和 6 年度より新料金体系を適用 ● 第 2 段階：令和 9 年度より新料金体系を適用 ● 第 3 段階：令和 12 年度より新料金体系を適用

⇒ 現状：第 1 段階の改定を令和 6 年度より実施しました。詳細については、「2.3.5 下水道使用料」（11・12 ページ）を参照ください。

② 水洗化率の向上

水洗化率向上による下水道使用料の増収を目的として、未接続世帯・事業者に向けた下水道接続の促進に対する取組を実施します。

- 水洗化率目標値…令和 17 年度までに 85%（年 1%増加を見込む）

⇒ 現状：令和 6 年度末の実績で 78.4%（令和 5 年度想定：77.0%）まで上昇しました。

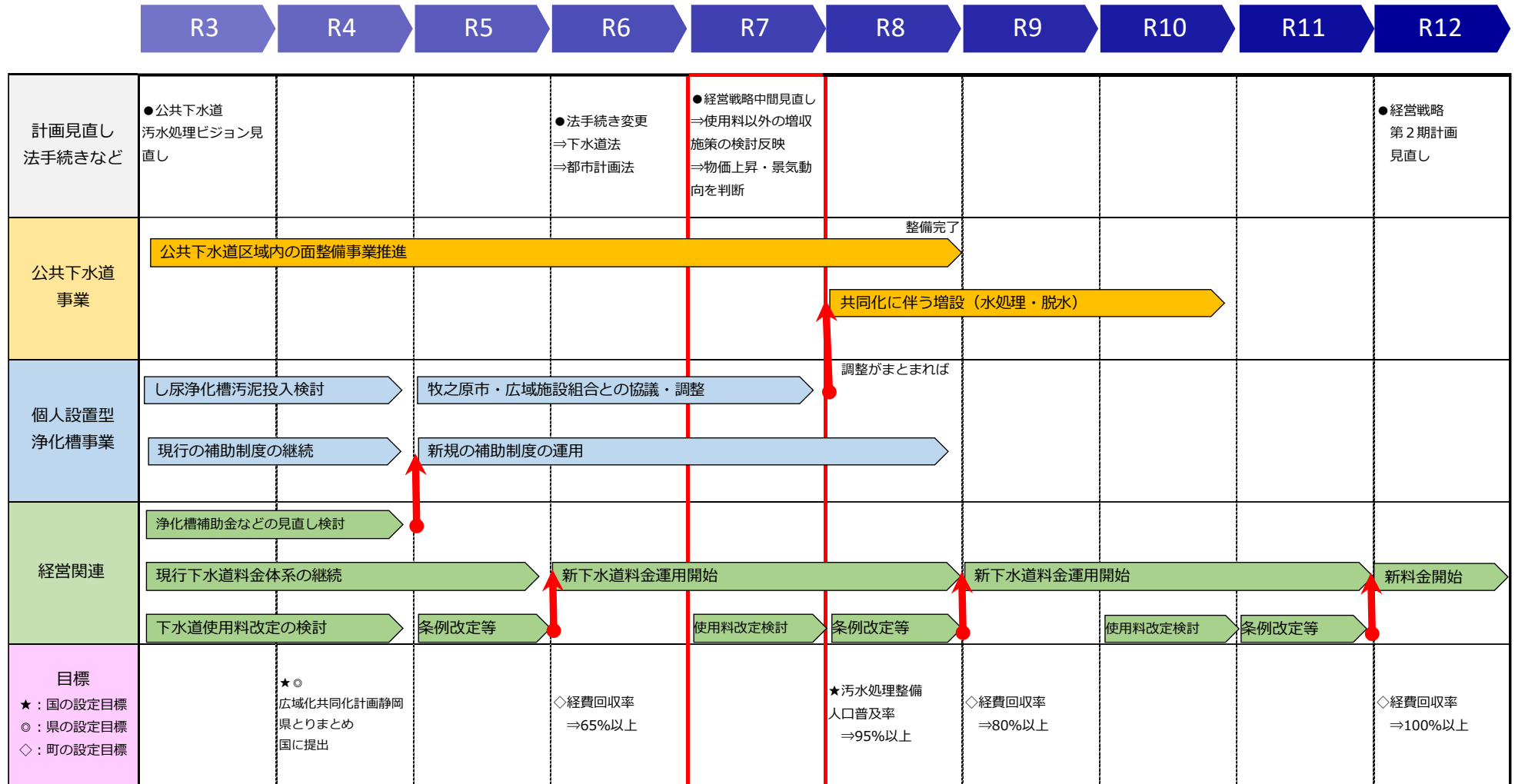
（３）組織の効率化

今後の汚水処理ビジョンに基づく下水道整備やその先の改築更新に向けて、業務執行体制の強化が求められています。しかし、本町全体の状況を踏まえると、職員の増員は難しいため、今後の下水道事業運営に向けて現状の業務執行体制を維持しながら、専門性の高い人材を育成するなど組織を効率化させる取組が必要です。そのため、日常事務・人材育成研修などについて、国・県などの研修会・勉強会への参加や官民連携の導入を検討します。

⇒ 現状：計画調査・設計業務の集約化・一括発注を実施するとともに、令和 6 年 1 月より上下水道料金徴収業務の民間委託を行っています。

⇒ さらに、職員の人材不足・高齢化、更新需要の増大や収益の減少などの課題に対して、民間企業の資金調達・新技術の導入、町職員の負荷軽減の効果を把握するため、官民連携事業（PPP：Public Private Partnership）の導入可能性調査検討を実施します。なお、国土交通省では、上下水道分野の官民連携事業を「ウォーターPPP」と呼称しています。

表 2-2 下水道事業におけるロードマップ（令和3年度見直し版）



2.3.5 下水道使用料

★ 本町の下水道使用料

下水道の使用が可能になると、水道水の使用水量をもとに算定する排除汚水量に応じた「下水道使用料」を納入いただいています。現在の下水道使用料は、令和6年4月に改定されたものとなっています。

この下水道使用料改定の経緯として、改定前の下水道使用料は、平成7年の使用開始以降、消費税率改定以外に改定を行っておらず、経営効率化による費用の抑制や多額の町税の繰り入れなどにより使用料を据え置いてきました。一方で、改定前の使用料で事業運営を続けていくことは、将来の経営に支障をきたし、安定した汚水処理が危ぶまれる状況を踏まえ、令和2年度の経営戦略策定に際して、下水道事業の経営基盤を強化する取組として、令和6年4月以降の使用分から、下水道使用料を値上げすることとなりました。

表 2-3 吉田町公共下水道使用料（改定後：令和6年4月より適用）

★改定前

区分	基本使用料（1ヶ月）		超過使用料（1ヶ月）
	排除汚水量	使用料	
一般汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超え50m ³ まで…1m ³ につき91円
			50m ³ を超え100m ³ まで…1m ³ につき100円
			100m ³ を超えるもの…1m ³ につき110円
公衆浴場汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超えるもの…1m ³ につき45円

★改定後（令和6年4月から適用）

区分	基本使用料（1か月）	超過使用料（1か月）
一般汚水	1,100円	10m ³ まで…1m ³ につき31円
		10m ³ を超えるもの…1m ³ につき113円
公衆浴場汚水	1,100円	10m ³ まで…1m ³ につき31円
		10m ³ を超えるもの…1m ³ につき56円

※消費税抜き価格

★ 主な改定内容

- 基本使用料（税抜）を月額 1,100 円に変更（改定前：月額 910 円）。
- 基本使用料に含まれていた 10m³ までの基本水量制を廃止
- 累進制を廃止しましたが、少量使用の方の激変緩和策として、従量使用料を 1 か月当たり 0～10 m³ までと 11 m³ 以上での累進使用料を設定。

★ 一般家庭の下水道使用料算定例

4人家族で一戸建ての住宅に住む家庭をモデルに、1ヶ月あたりの平均的な下水道使用料を算定しました。なお、1人が1日に使う水の量は、本町給水実績に合わせて、280ℓ/人/日としています。

- 1ヶ月の使用水量 : $280 \text{ ℓ/人/日} \times 4 \text{ 人} \times 30 \text{ 日} = 33,600 \text{ ℓ} \Rightarrow 34 \text{ m}^3$
- 1ヶ月の下水道使用料

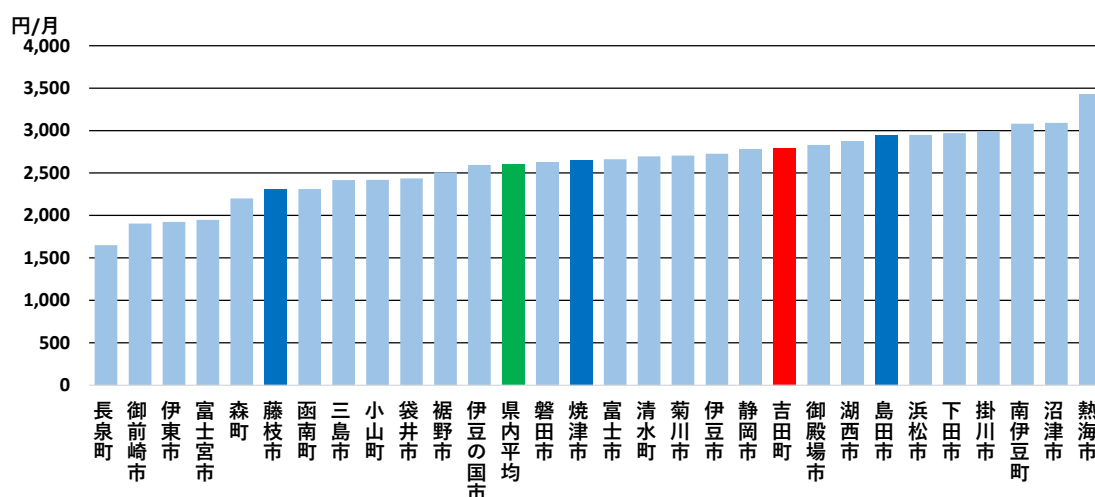
$$1,100 \text{ 円} + (31 \text{ 円/m}^3 \times 10 \text{ m}^3) + (113 \text{ 円/m}^3 \times (34 - 10) \text{ m}^3) = \underline{4,122 \text{ 円}} \quad \text{税抜き}$$

$$4,122 \text{ 円} \times 1.1 = \underline{4,534 \text{ 円}} \quad \text{税込み}$$

★ 静岡県内自治体との比較

全国平均・静岡県内市町の一般家庭の1ヶ月20m³当たりの下水道使用料（税込み）は、以下のとおりです（令和7年4月改定自治体を反映）。

【参考】吉田町の下水道使用料：2,794円、県内平均：2,601円



3. 吉田町公共下水道事業の経営課題

近年の公共下水道事業を取り巻く環境（外部環境・内部環境）から、本町公共下水道事業の経営課題を整理すると以下のとおりです。これらの課題を考慮し、解決のための経営戦略の見直しを実施します。

【公共下水道事業を取り巻く環境】

★外部環境（市場ニーズ、社会経済動向など）

- 近年の人口減少・高齢化社会・経済停滞傾向では、今後下水道事業が直面する改築・更新事業の財源の確保が、現実的な問題として認識され、社会情勢や地方公共団体の財政負担と住民負担のバランスを適切に反映した計画の策定が重視されています。
- 今後、ますます増加する老朽化施設・設備の改築更新需要が高まってきます。道路陥没事故や設備故障などによる機能停止を防止するため、計画的な点検・調査を定期的の実施し、適切な改築・更新工事が必要です。

★内部環境（施設、組織など）

- 専門性の高い職員の継続的な配置が困難なことに加え、職員増員が見込めず、執行体制の脆弱化の進行が予測されます。
- 今後到来する浄化センター、管きょ施設の改築・更新や運営管理の観点を踏まえ、持続的な管理体制の構築を目指す必要があります。
- 少子高齢化による人口減少に伴い、下水道使用料収入も減少することが予測されますが、そのような社会情勢であっても、公営企業として独立採算制の原則に則り、更なる効率的・効果的な事業執行に取り組む必要があります。

4. 次回審議会の予定

今回の審議では、本町公共下水道事業や現行経営戦略の概要、下水道事業の経営課題などの説明を行いました。

次回の審議会では、今回の審議会で見聞・意見を反映するとともに、ストックマネジメント計画（改築・更新計画）及び総合地震対策計画等に加え、使用料収入、財政規模に応じた一般会計繰入可能額等の財源見通しを基に実現可能な収支シミュレーションを実施し、経営戦略（案）の内容審議を予定しています。次回以降の審議会でも、様々な意見を頂戴し審議をお願いしたいと考えています。

次回審議会（8月下旬）以降の主なスケジュールおよび審議事項は以下のとおりを予定しています。

★審議会の全体スケジュールと審議事項（再掲）

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和7年 5月14日	◇ 本審議会の目的と全体スケジュール ◇ 吉田町公共下水道事業の概要 ◇ 公共下水道事業の経営課題
第2回 審議会	8月下旬	◇ 経営戦略（案）に関する審議 ◇ R2 経営戦略の概要・検証に基づく今後の課題 ◇ 財政収支計画に基づく使用料改定水準に関する審議
第3回 審議会	10月下旬	◇ 前回使用料改定時（R4 検討、R6 施行）時の振り返り、改定の考え方・方向性に関する審議
第4回 審議会	12月中旬	◇ 使用料体系案（基本使用料・従量料金の設定等）に関する審議
第5回 審議会	令和8年 2月中旬	◇ 経営戦略・使用料改定の最終審議 ◇ 審議会答申

【参考資料】公共下水道とは

(1) 公共下水道の仕組み

公共下水道は、家庭、事業所などから出される使用した水が、一度も外に出ることなく、排水設備→下水道管きょ→浄化センターと流れていき、浄化センターできれいな水に処理されて河川、海などに放流するものです。

快適な暮らしを支える下水道。

わたしたちの生活の中で、下水道は大きな役割を果たしています。

- 美しい自然(水質保全)
よごれた水はきれいにしてから流すので、川や海の水をよごしません。
- さわやかな生活(トイレの水流化)
くみ取り便所の良いや浄化槽の管理がなくなり、快適で衛生的な生活になります。
- きれいなまち(環境保全)
よごれた水をすぐに流すので、害虫や伝染病の発生を防ぎます。



(2) 下水道の役割

下水道は、町民の健康でかつ快適な生活環境を確保し、さらに河川・海などの水質保全を図るために不可欠な施設です。主な役割は次のようなものがあります。

① 快適な生活環境をつくる

下水道を整備することにより、家庭や事業所などからの汚れた水を集め、きれいにすることで、衛生的で快適な暮らしがおくれるようになります。

② 自然環境を保全する

河川・海などの公共用水域の水質汚濁防止に重要な役割を果たし、豊かな自然環境の保全に寄与しています。

③ 健全な水循環の形成に貢献する

下水道は、日々の暮らしや都市活動によって汚れた水を、きれいに生まれ変わらせ、河川・海に戻すことで、都市における水循環の一翼を担っています。

(3) 吉田町公共下水道事業の変遷

公共下水道事業の変遷

計画適用期間		平成元年→→→→→平成13年		平成14年→→→→→平成28年		平成29年→→→→令和5年	令和6年（現在）→→→→	
公共下水道全体計画 （基本計画）		第1期計画（平成元年） 目標年次 平成22年 計画面積 826ha 計画人口 28,000人 計画汚水量 19,500m ³ /日（日最大） 反応タンク等 8池		第2期計画（平成14年） 目標年次 平成32年 計画面積 920ha 計画人口 28,000人 計画汚水量 16,880m ³ /日（日最大） 反応タンク等 7池		第3期計画（平成29年） 目標年次 令和17年 計画面積 920ha 計画人口 28,900人 計画汚水量 15,193m ³ /日（日最大） 反応タンク等 6池	第4期計画（令和6年） 目標年次 令和17年 計画面積 379ha 計画人口 11,927人 計画汚水量 5,606m ³ /日（日最大） 反応タンク等 2池	
公共下水道事業計画		第1期計画 （平成2年） 目標年次 平成8年 計画面積 95ha 計画人口 4,400人 計画汚水量 2,220m ³ /日 （日最大） 反応タンク等 2池	第2期計画 （平成9年） 目標年次 平成15年 計画面積 183ha 計画人口 7,100人 計画汚水量 4,750m ³ /日 （日最大） 反応タンク等 2池 第2期変更計画 （平成11年） 目標年次 平成15年 計画面積 216ha 計画人口 7,000人 計画汚水量 4,690m ³ /日 （日最大） 反応タンク等 2池	第3期計画 （平成16年） 目標年次 平成22年 計画面積 299ha 計画人口 11,900人 計画汚水量 6,549m ³ /日 （日最大） 反応タンク等 4池 （設備は3池）	第4期計画 （平成23年） 目標年次 平成29年 計画面積 340ha 計画人口 12,500人 計画汚水量 7,269m ³ /日 （日最大） 反応タンク等 4池 （設備は3池）	第5期計画 （平成30年） 目標年次 令和6年 計画面積 379ha 計画人口 14,700人 計画汚水量 7,203m ³ /日（日最大） 反応タンク等 4池 （設備は3池）	第6期計画 （令和6年） 目標年次 令和13年 計画面積 379ha 計画人口 12,295人 計画汚水量 5,841m ³ /日（日最大） 反応タンク等 2池 （設備も2池）	
施設整備 状況	管路等 実績累計	平成2年度 2.92ha 平成3年度 16.73ha 平成4年度 28.40ha 平成5年度 36.66ha 平成6年度 47.18ha 平成7年度 53.72ha	平成8年度 62.93ha 平成9年度 75.49ha 平成10年度 89.94ha 平成11年度 103.13ha 平成12年度 116.35ha 平成13年度 133.92ha 平成14年度 144.18ha 平成15年度 150.81ha	平成16年度 155.65ha 平成17年度 161.78ha 平成18年度 180.17ha 平成19年度 198.28ha 平成20年度 209.71ha 平成21年度 220.53ha	平成22年度 232.59ha 平成23年度 239.58ha 平成24年度 247.10ha 平成25年度 252.41ha 平成26年度 258.95ha 平成27年度 259.90ha 平成28年度 266.45ha	平成29年度 271.94ha 平成30年度 276.65ha 令和元年度 281.73ha 令和2年度 285.97ha 令和3年度 289.94ha 令和4年度 294.67ha 令和5年度 303.81ha	令和6年度 316.74ha 令和7年度 （概成予定） 令和8年度以降 ストックマネジメント計画等による 改築・修繕	
	浄化槽等 実績累計	反応タンク等 1池	反応タンク等 1池	反応タンク等 1・1/3池	反応タンク等 1・1/3池	反応タンク等 1・1/3池	反応タンク等 1・1/3池	必要に応じて増築及びストックマネジメント計画等による修繕改築